

## ◇利用権設定届出必要書類◇

受付期間 毎月10日締め

(10日が休日等で閉庁日の場合はその前の開庁日)

処理期間 約1ヶ月

	提出書類	部数	発行機関	備考
1	利用権を設定したい 旨の申出書(貸し手)	1	犬山市農業委員会	
2	利用権を設定したい 旨の申出書(借り手)	1	犬山市農業委員会	
3	各筆明細書	1	犬山市農業委員会	

※土地登記事項証明書(全部)、地図、公図等の添付書類は不要です。

※相続未登記の場合は、相続登記完了後、所有者が明確になってから手続き願います。

※共有の場合は、共有者すべての申し出(住所、氏名)及び同意(印)が必要です。

連絡先 犬山市農業委員会事務局 電話0568-61-1800(内線313)